

第36回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年4月22日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時30分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室 東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(※議案第2号については、申請人の申出により取下げ)
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 非農地証明願出について
5. 出席委員(16人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
 4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
 7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
 10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 武田 公男
6. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 成田 利顕 主幹 大友 十和子
7. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第36回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第36回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員1名 計16名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

6番 高橋 千里 委員 7番 武田 とも子 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、相澤喜美代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（相澤喜美委員）

第2班代表委員の相澤喜美です。農業委員は第2班、農地利用最適化推進委員は第3班で担当しました。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。令和3年4月22日提出。

番号1、大字・字・地番は愛島笠島字西台24番13、地目は登記現況共畑、登記面積は276㎡、転用目的は分家住宅建設です。貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は要、転用目的に係る事業又は、施設の概要は使用貸借権設定許可日から20年間、居宅・駐車場としての使用になります。

次に、位置図、公図については議案書の2ページをご覧ください。申請地は、主要地方道仙台岩沼線愛島の西側、道祖神社の南側に位置します。土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。法令で義務付けられている協議については該当ありません。2ページの土地利用計画図をご覧ください。東側に舗装道路があり、道路の中央には上水道があります。申請地の東側には止水栓が設置されています。この道路は、最近名取市が舗装しており、その際に水道を引いています。申請地の北側に本家の敷地があります。傾斜があり、中央部分が今回申請する土地になります。審査内容の中で、「雨水は自然浸透又は東の側溝へ放流し、汚水は処理後東側の側溝へ放流する」となっています。

現地調査では、南西にかけてかなりの勾配があり、隣接する土地も耕うんしきれいに均されていましたが、雨水が流れた跡がかなり見受けられ土砂流出の心配がありました。そのため質問したところ、西側の土盛りを多めにし、できるだけ平地の方へ流れるようにし、雨水も道路側(東側)に流れるように計画しているということでした。法面については、土留めを要しない程度の傾斜にして張芝をするということでした。かなり厳しい状況になるよう見受けられましたが、出席者の説明によりますと、場合によっては南側に擁壁を作る可能性もあるとのことでした。

次に番号2、大字・字・地番は田高字原4番10、地目は登記現況共畑、登記面積は385㎡、転用目的は分家住宅建設です。貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は要、転用目的に係る事業又は、施設の概要は許可日から永年の使用貸借権設定で、居宅・駐車場としての使用になります。

次に、位置図、公図については議案書の3ページをご覧ください。県道名取村田線と県道仙台館腰線の交差点を西側に約500m進んだところを左折した地点です。土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。法令で義務付けられる協議については該当ありません。4ページの図面で説明します。こちらは細長い形の敷地になっています。北側の空白部分に本家の母屋・倉庫があり、東側部分はアスファルトで舗装されています。法面は傾斜があり、下の部分が整地されている状況です。これまでは家庭菜園程度に使用していたということでした。敷地西側部分について、下がブロックで上がフェンスとなっています。東側についても、下がブロックで上がフェンスとなっています。申請地は、本家住宅よりも低くなっています。土盛りして本家と同じ高さにするということです。土盛りについて

は、ブロックまで行うということではなく、耐圧的に難しいため手前に法面を作るということでした。農業用水からの取水はなく、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに北側の既存用水路へ放流するということでした。一見したところ、北側のほうがかなり高い状況です。本来ならば、南側へ下したほうがよいのですが汚水等を処理する手段がないということで、本家母屋のアスファルトの下を削り、浄化槽のパイプを埋めるということです。3ページの位置図において、道路と敷地の際を少し入ったところに二重に点で囲んだところがありますが、そこへ雨水を流れるようにするということです。「勾配がきついのでは…」と考え質問をしたところ、いずれにしても本家敷地の下を通っていくように想定しているということでした。また、計画敷地の西側部分が空き地になってしまい出入りができないような状況のため、主要目的についても尋ねました。すると、子供たちのこともあり庭として使用することでした。現状は、西側にタラの木が数本植わっている状況です。出入りが出来かねて、いろいろな使用ができない状況であることは間違いなく、致し方ない案件かと思っています。法面につきましては、張芝をするということでした。

次に番号3、大字・字・地番は高館熊野堂字五反田150番1外3筆、地目は登記現況共田、登記面積は合計1,176㎡、転用目的は資材置場。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は売買で1,815円/㎡、セメントサイロ等資材置場として利用するということです。

次に、位置図、公図については議案書の4ページをご覧ください。高館を過ぎて市道熊野堂柳生線の那智が丘に登る交差点を1つ過ぎたところを右折し、ミヤコーバス営業所少し手前の場所になります。担任委員会の資料5ページ及び6ページをご覧ください。こちらについても、法令で義務付けられる協議については該当ありません。6ページの土地利用計画図をご覧ください。東側に既存のセメントサイロがあり使用されています。少し先の北東方向にはミヤコーバスの営業所があります。現状は、保全管理の状態になっており、しっかりと管理はされていたようです。しかし、敷地回りについて、小さい入口しかなく出入りがなかなかできないような状況。西側に南西から北東にかけて農道が入っています。南側には市道の小さいトンネルになっていて出入りが難しくなっています。北西の部分については、コンクリートで30cmから50cm位の境になっていました。下の部分については、U字溝が入っています。また斜め北東にかけての真っすぐな部分については、つい最近名取市がU字溝を設置したということでした。水漏れがあり要請されたため市のほうで対応しております。北東の鉤になっている部分まではU字溝になっています。ここは現在も使われている用水で西南から北東にかけて流れています。北側がミヤコーバス営業所のほうに繋がっていま

す。ミヤコーバスの営業所西側部分については、すでに U 字溝が整備されています。先程説明した部分からミヤコーバス営業所西側部分までは、いわゆる土側溝ということで、その上に鉄板架橋にしてセメントサイロ等の資材置場にするということです。大型のトラック・トレーラー等の利便が考えられるところです。結果として、「崩れるのではないか」「雨水についても U 字溝でしっかりしてほしい」と各委員からも懸念される状況がありました。計画の図面にもありますが、この土地の周辺についても仮囲いということで、既存の土地でもきちんと仮囲いをして飛散しないようにという内容で承認することにしました。

議案第 1 号 1 番から 3 番までにつきましては、4 月 20 日の担任委員会で現地調査を行い、1 番については借受人から委任を受けた代理人から、2 番については借受人から委任を受けた行政書士から、3 番については譲受人である法人から委託を受けた行政書士から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の武田公男委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（武田公男推進委員）

議案第 1 号 1 番から 3 番につきまして、4 月 20 日に担任委員会の現地調査に同行し、申請人から委任を受けた代理人からそれぞれ実状を調査しました。ただいま相澤委員が詳しく説明したとおりです。議案第 1 号 1 番については、土砂等が南側に流れないように指導しました。2 番については、担任委員会資料の点線部分にあるように本家の敷地に排水管を通すということで、排水の問題はないと考えます。3 番については、下流に田畑があり、担任委員会資料のとおり鉄板架橋となっているところが土側溝なので、そこに排水フリュームを設けるよう要望し「市土木課と相談したい」という話でしたので、周辺農地への影響は生じないと判断いたしました。1 番から 3 番について、問題ないと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

※申請人の申出により取下げ

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（大友主幹）

それでは、議案書の7ページをお開きください。議案第3号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和3年4月7日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求めます。令和3年4月22日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規24件61,617㎡、更新2件5,960㎡、合計26件67,577㎡。

2 利用権を設定する土地

田35筆53,224㎡、畑15筆14,353㎡、合計50筆67,577㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定6件、所有権移転20件。

② 賃借権の存続期間。5年5件、10年1件。

③ 借賃10a当り。30kg2件、60kg4件。

④ 所有権移転の売買総額。208,000円1件、234,000円1件、273,000円1件、529,100円1件、542,750円1件、549,250円1件、551,850円1件、618,150円2件、622,700円3件、638,950円2件、1,136,200円1件、1,242,800円1件、1,433,900円1件、2,100,000円1件、2,484,950円1件、7,700,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃借人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和3年4月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書8ページから11ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

《議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

それでは議案書の12ページをお開きください。議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求めます。令和3年4月22日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件279㎡、更新はありません、合計1件279㎡。

2 利用権を設定する土地

田1筆279㎡、畑はありません、合計1筆279㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件。

② 賃借権の存続期間。10年1件。

③ 借賃（10a当り）。5,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和3年4月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書13ページのとおりです。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「非農地証明願出について」、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（成田局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨説明。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（3）までについて承認いたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

〔5月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第36回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時30分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年5月28日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 6番 _____

署名委員 7番 _____